

子ども基本法・子ども家庭庁設置法の意義と問題点

中嶋哲彦

なかじま てつひこ
愛知工業大学
著書『国家と教育』(青土社、2020年)ほか

一 子ども基本法・子ども家庭庁設置法の制定⁽¹⁾

二〇二二年六月、子ども家庭庁設置法(令和四年法律第七五号)と子ども基本法(令和四年法律第七七号)が成立し、二〇二三年四月一日から施行された。前者は内閣府に新しい官庁として子ども家庭庁を設置することを内容とする行政組織法であり、後者は「子ども施策」の推進を目的とする政策推進法である。前者は政府提出の閣

法として、後者は超党派の議員立法として別々に国会に上程されたものであるが、国会では一体のものとして審議・可決され、二〇二三年四月一日をもって同時に施行された。両者は相俟って国の子ども施策の策定・実施のシステムを構築するものとして設計されたのである。

筆者は、この二つの法律が同じ日に施行されたこと、まさにこのことに、この二つの法律制定の意義と限界が集約的に現れていると考える。本稿の課題はその意義と限界を明らかにし、今後の課題を提示することにある。

子ども基本法第一条には、この法律の目的を、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」、「その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して」、「国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定め」、「子ども施策を総合的に推進する」と定め、子ども施策の策定・実施を国(第四条)及び地方公共団体(第五条)に義務づけている。このため、政府に子ども大綱(第九条)の策定を義務づけ、内閣総理大臣を長とする子ども政策推進会議(同法第一七条)を設置した。

また、同法第三条には、子ども施策の基本理念として、個人として尊重・差別的取り扱いの禁止(第一号)、福祉に係る権利の保障と教育を受ける機会(第二号)、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会の確保(第三号)、年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重と最善の利益(第四号)が定められた⁽²⁾。これらは、上述の第一条(目的)とともに、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の趣旨を承継・反映したものと評価されている。しかし、これらは子ども施策の基本理念として定められたものであることを見落としてはならない。

他方、子ども家庭庁設置法第三条には、同庁の二つの任務を定めている。それは第一に、「子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健全な成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うこと」(第一項)であり、それに関連する二七の所掌事務を同法第四条第一項に定めている。これを見ると、子ども家庭庁には従来は内閣府、厚生労働省及び文部科学省が所掌してきた事務が移管されたことがわかる。

第二の任務として、上記の「任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること」(第二項)があり、「行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務」(第四条第二項)をつかさどるとした。

一 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

二 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

三 子ども・若者育成支援に関する事項